ケアラー実態調査業務委託 企画提案公募公告

次のとおり企画提案を公募します。

令和6年10月21日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 業務概要等

(1) 業務名

ケアラー実態調査業務委託

(2)業務目的

家族介護の担い手は、人口増を前提とした時代に比して、より少ない人数で、仕事と介護を両立していかなければならず、近年は、子育てと介護の時期が重なる「ダブルケア」の問題も生じている。

加えて、2025年には団塊の世代全てが75歳以上の後期高齢者となることから、介護を必要とする人の割合が今後急速に大きくなると見込まれているなど、ケアラーを取り巻く環境は多くの課題を有しており、ケアラー本人のみならず、家族生活等へのサポートが急務となっている。

本業務は、本県におけるケアラーの実態調査・分析、課題の抽出、その解決策を提示することにより、介護離職ゼロ社会の構築に向けた的確な対策を構築することを目的とする。

(3)業務内容

別に定める「ケアラー実態調査業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

(4)委託期間

契約日から令和7年3月25日(火)まで

(5)委託料上限額

14,960,000円(消費税及び地方消費税額相当額を含む)

※ この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を 示すものではない。

2 企画提案の参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和3年山梨県告示第67号)に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載 見込みの者であること。
- (3) この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (4) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認め

られる者でないこと。

- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) ヤングケアラー、ビジネスケアラーをはじめとしたケアラーを取り巻く環境を熟知する等、 本委託事業を適切に履行できる者であること。
- 3 企画提案募集要項等の交付及び質問
 - (1) 県ホームページからダウンロードすること。

山梨県県民生活部県民生活総務課

URL https://www.pref.yamanashi.jp/kenmin-skt/index.html

(2) 企画提案募集要項及び仕様書に関する質問は、企画提案募集要項を参照の上、電子メールにより行うこと。

メール kenmin-skt@pref.yamanashi.lg.jp

- 4 企画提案に係る日程
 - (1) 企画提案募集開始 令和6年10月21日(月)
 - (2) 質問受付期限 令和6年10月30日(水)午後5時

 - (4) 企画提案書提出期限 令和6年11月 8日(金)午後5時

 - (6)審査結果通知 令和6年11月13日(水)以降
 - (7) 契約締結、事業着手 令和6年11月18日(月) 予定
- 5 審查方法

ケアラー実態調査業務委託に係る企画提案審査会において、オンラインにより企画提案書の 内容を審査する。

6 企画提案に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨